

ふるさとバス別院コースの公共ライドシェア化に係る伴走支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

ふるさとバス別院コースの公共ライドシェア化に係る伴走支援業務

2 業務目的

亀岡市（以下、本市と表記）において、平成17年度から運行されているふるさとバスについて、運行事業者の運転士不足により、継続が困難な状況に直面している。今後も地域の移動手段の維持確保を図るため、別院コース（F21,22 別院循環線、F23 東別院線、F24 西別院線）について、令和9年度からは本市が運行主体となり、第一種運転免許で運転可能な公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）へ、転換する方針である。

本業務では、令和9年度以降に運行する公共ライドシェアの経路、ダイヤ等検討にあたり、ニーズの把握や地域住民との対話を行い、利便性の高い運行計画を策定することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

4 委託業務内容

（1）ふるさとバス別院コース沿線地区における公共交通の現状分析、課題整理

- ・客観的データを用いた移動需要の調査、推定を含めた現状分析、課題整理を行う。
- ・東別院町、西別院町において、自治会主体で実施されているボランティア輸送事業についてヒアリングを実施し、利用状況や公共交通との連携状況について整理する。

（2）住民アンケート調査、利用者アンケート調査の実施支援

- ・本市が実施する住民アンケート調査の集計、分析を行う。
（対象：東別院町、西別院町、曾我部町の自治会加入世帯 約2,100世帯
方法：自治会を通じたアンケート用紙の配布、回収）
- ・本市が実施する利用者アンケート調査の集計、分析を行う。
（対象：ふるさとバス別院コース利用者
方法：職員乗込によるアンケート調査）
- ・各アンケート調査の内容提案、作成支援
印刷、配布に係る経費は計上不要

(3) 住民ワークショップの開催支援

- ・本市主催で開催する住民向けワークショップ（東別院町、西別院町、曾我部町で各1回）において、運営支援、司会進行、議事録作成を行う。
会場、備品、資料印刷に係る経費は計上不要

(4) ふるさとバス別院コース沿線地区における公共ライドシェア運行計画の提案

- ・関係団体へのヒアリング、アンケート調査及びワークショップ等で得られた情報を踏まえ、公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）として、利便性の高い経路、ダイヤによる運行計画の提案を行う。
運行計画策定にあたっては、将来的な運行事業者である京阪京都交通㈱との調整を含めて行う必要がある。

5 業務の遂行

- (1) 業務は本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受注者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 受注者は業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6 成果品

- (1) 次の成果品を納品すること。
業務報告書（紙面及び電子媒体）
集計・分析結果資料（電子媒体）
その他本業務による制作物
- (2) 成果品の納品場所は次のとおりとする。
本市 まちづくり部 桂川・道路交通課（本市役所2階）

7 業務実施体制

- (1) 業務実施できる人員体制及びスケジュールを提案すること。
- (2) 業務責任者を配置すること。
- (3) 業務進捗は随時、協議・報告することとし円滑な業務遂行管理に努めること。

8 秘密保持

- (1) 本市は、本業務に関してプロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等を、本業務の受注者選定以外の目的で使用しない。

- (2) 受注者は本業務に関し、本市から受領し又は閲覧した資料及び本業務を通して得られた調査結果等を、本市の許可なく公表し又は使用してはならない。
- (3) 受注者は、本業務により知り得た本市、企業、市民及び関係者の秘密を保持しなければならない。
- (4) 受注者は、本業務を履行するうえで個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者又は法定代理人等の同意を得るとともに関係法令を遵守しなければならない。
- (5) 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後も継続して履行するものとし、違反があった場合は、法令に基づき厳正に対処するものとする。

9 再委託

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。なお、受注者は再委託先の行為についても全責任を負うこと。

10 知的財産権

- (1) 本業務で制作する中間生成物を含めた全ての知的創造物の知的財産権、所有権及び著作権法(以下「法」という。)上の一切の権利(法第 27 条及び法第 28 条を含む。)は本市に帰属するものとし、本市及び受注者から依頼を受けて中間生成物を制作した者(以下「製作者等」という。)は、当該業務に関係する事項に関して法第 17 条に規定する著作権者人格権を無期限に行使しないものとする。
- (2) 本業務で制作した中間生成物を含めた知的創造物について、本市は製作者等に何ら断りなく二次利用することができる。
- (3) 構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。受注者又は製作者等が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- (4) 本業務で制作する中間生成物を含めた全ての成果品について、他者の所有権、知的財産権及び著作権を侵害しないことを保証すること。なお、他者の権利を侵害していることが明らかになった場合は、受注者が全ての責を負うものとし、本市は一切関知しない。

11 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。品質

が十分に確保されていない場合は、本市は改善要求の指示を行い、この指示を受けたときは、受注者は速やかに対応しなければならない。

(2) 業務に係る一切の経費は委託料に含むものとする。

(3) 事業の遂行に当たっては、本市と十分協議の上、作業を進めること。